

平成23年3月18日開催

全 員 協 議 会 資 料

協議事項

I. 適正な議員定数及び議員歳費の検討について

議会事務局

I 適正な議員定数及び議員歳費の検討について（４回目）

1 前回会議の議論を受けて

前回の会議では、住民懇談会の結果報告と議員定数 11 人、10 人とするそれぞれの考え方等についての議論が行われました。この中で、議員定数 11 人とする考え方は議会基本条例諮問会議の答申にもなく、また住民懇談会においても意見がなかったことから、議員定数を 11 人としている道内議会の状況等を調査した上で、さらに検討を行うことにしました。

議員歳費については、具体的な議論までには至らなかったが、「福島町方式」に新たに「算定額の下限」を設けたことや、上限を設定しないことも含めて議論を行うことにしました。

2 議員定数 11 人としている議会の状況

町村議会実態調査（北海道町村議長会：H22.7.1 現在）から、定数 11 人としている議会及び職員協議会会長会議（H23.1.31 開催）の資料より、次期改選期に定数 11 人とする議会を確認し、聞き取りにより状況を確認しました。

A. 議員定数 11 人の議会の状況（3 議会）

（単位：人、円）

区分 (人口)	町名	委員会数 (定数)	議運 定数	議員 報酬	町長 給料	備考
C (5,526)	えりも町	2 (6,5)	5	190,000	750,000	H19 14 人→11 人 可否同数 昨年 1 件 議長は常任委員を辞退
C (5,209)	上士幌町	2 (6,5)	5	165,000	740,000	H19 16 人→11 人 可否同数 例なし 議長は常任委員を辞退
C (5,810)	標津町	2 (6,5)	5	187,000	745,000	H19 16 人→11 人 可否同数 例なし 議長は常任委員を辞退
※上記以外の議会 京極町（3,436 人）南幌町（8,851 人）比布町（4,195 人）上川町（4,323 人）						

B. 次期改選期から議員定数 11 人とする議会の状況（4 議会）

（単位：人、円）

区分 (人口)	町名	委員会数 (定数)	議定 運数	議員 報酬	町長 給料	備考
C (5,096)	美深町	2 (6,5)	5	175,000	730,000	特別委員会設置（H21） 13人、12人、11人の意見 13人→11人 報酬改正予定なし 議長は常任委員を辞退
C (5,288)	増毛町	2 (6,5)	6	176,000	680,000	全員協議会 12人→11人 手当改正 4.15→3.95 議長は常任委員を辞退
C (8,205)	羽幌町	2 (6,5)	6	180,000	774,000	現状 2人欠員で 10人 12人→11人 現行の報酬は 10%減、改 選後本則に戻す予定 議長は常任委員を辞退
C (4,892)	厚真町	2 (6,5)	6	180,000	695,000	特別委員会設置（H22） 現状 1人欠員で 11人 12人、11人、9人の意見 採決結果 12人（5人） 11人（6人） 本会議 全会一致 議長は常任委員を辞退

【聞き取りの概要】

現状定数 11 人としている 3 議会は、いずれも平成 19 年からの施行となっています。同じく、常任委員会は 2 つで定数は 6 人、5 人しているが、初議会において議長は常任委員辞退を申し出し、許可を得ている。また、本会議の採決で可否同数となった議案は 1 件のみでした。

次に、次期改選期から定数 11 人とする議会の減数の内訳は、2 人が 1 議会、1 人減が 3 議会となっています。報酬改正を予定しているのは、羽幌町議会のみです。常任委員会はいずれも 2 つで、議長の常任委員辞退を予定し、実質定数は 5 人となる見込みです。

3 「福島町方式」の見直しについて

福島町議会基本条例諮問会議より答申を受けた「福島町方式」について、町長の職務遂行日数の見直しと、新たに「算定額の下限」を設けるものです。

① 町長の遂行日数 301日から365日に変更

諮問会議の町長職務遂行日数301日には、議員の議会活動日数に含めた「表に現れない日数」に相当する部分は含まれていないこと、また常に災害等への対応が必要なことから、職務遂行日数を365日に変更するものです。

② 算定方式の下限を新たに設ける

当該方式は三役平均給料を基準としていることから、三役の給料月額を大幅に減額した場合には、その算定額が著しく低い額となることも想定されます。その場合に、議員活動に大きく影響を及ぼすことになることから、算定額に下限を設けるものです。具体的には、算定の時点における全道類似団体の議員報酬額の最低額を下限とするものです。なお、上限については、三役給料の大幅な引き上げは想定しづらく設定しないこととしました。

【参考】

町村議会実態調査（北海道町村議長会：H22.7.1現在）による類似団体の議員報酬の最低額は浦幌町（5,726人）で145,000円です。また、最高は新冠町（5,855人）の205,000円です。この最低額と最高額を福島町方式に当てはめて三役平均給料月額を求めると、次のようになります。

○最低額 $145,000 \text{円} \div 0.3 = 483,333 \text{円}$

○最高額 $205,000 \text{円} \div 0.3 = 683,333 \text{円}$

4 議員定数及び議員歳費の条例改正案について

前回会議及び本日の議論を踏まえて、議会運営委員会でまとめた意見による議員定数及び議員歳費の条例改正案について協議していただきます。

(1) 福島町議会会議条例の一部改正

福島町議会議員の定数を 12 人から 11 人とする。

福島町議会会議条例の一部を改正する条例

福島町議会会議条例（平成 21 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は <u>12人</u> とする。	(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は <u>11人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

(2) 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正

歳費月額を、次のとおり改正する。

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(歳費)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の歳費は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 198,000円</p> <p>副議長 月額 155,000円</p> <p>常任委員長 月額 141,000円</p> <p>議会運営委員長 月額 141,000円</p> <p>議員月額 131,000円</p> <p>2 (略)</p>	<p>(歳費)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の歳費は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 232,000円</p> <p>副議長 月額 185,000円</p> <p>常任委員長 月額 168,000円</p> <p>議会運営委員長月額 168,000円</p> <p>議員月額 156,000円</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

【参考】

区分	現行	改正額	算出基礎
議員	131,000円	156,000円 (25,000円、19.1%)	$174,000 \times 0.9 \div 156,000$ 円
常任委員長	141,000円	168,000円 (27,000円、19.1%)	$156,000 \times 1.08 \div 168,000$ 円
議会運営委員長	141,000円	168,000円 (27,000円、19.1%)	$156,000 \times 1.08 \div 168,000$ 円
副議長	155,000円	185,000円 (30,000円、19.4%)	$156,000 \times 1.19 \div 185,000$ 円
議長	198,000円	232,000円 (34,000円、17.2%)	$156,000 \times 1.49 \div 232,000$ 円

(注) 1. 括弧は現行歳費額との比較による増額(率)です。

2. 算出額は千円未満切り捨てしています。

5 議員定数及び議員歳費の検討結果の町長に対する説明

- ・日 時 2月24日(木) 12:20~12:40
- ・場 所 議長室
- ・出席者 町長、副町長、総務課長
議長、副議長、議会運営委員長、議会事務局長

○町長の意見等

議会からの協議を受けた場合、特別職報酬等審議会に諮問することとしたい。

6 その他